



今月のお知らせ

感染症の流行状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

ペン習字(いきいき)教室

日時：4月15日(月) 13時30分～
内容：「絵手紙」「実用的な書」など
準備：筆ペン
～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること。～



さわやかサロン

日時：4月18日(木) 13時30分～
内容：ごきぶり団子づくり
材料費：100円(当日集めます)
害虫を駆除して快適な生活を！

異動のごあいさつ

4月の人事異動で倉吉市人権文化センターに転任しました。さわやか人権文化センターでの6年間、地域の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。
田村 和歌子

みんなの楽級

日時：4月26日(金) 19時00分～
内容：開級式

- ①2023年度の振り返りと2024年度の活動計画の検討
- ②4月1日に施行された「女性支援法」について研修(DVD視聴)

みなさま、ご参加ください。

さわやか人権文化センター 2024年度職員体制

所長 上口 俊一

よろしくお願いします

人権教育推進員兼指導員
前田 英敏

指導員 伊藤 早希
(やまびこ人権文化センターより)



2024(令和6)年度 鳥取県育英奨学生(高等学校等奨学資金)の募集【概要】

県内に保護者の住所があり、経済的理由により修学が困難な高等学校等の在学者に対して、育英奨学資金が無利子で貸与されます。(募集人数：230人予定)

貸与月額：		国公立の高等学校等		私立の高等学校等	
自宅通学	月額	18,000円	自宅通学	月額	30,000円
自宅外通学	月額	23,000円	自宅外通学	月額	35,000円

連帯保証人等：申込には連帯保証人および保証人が必要です。

申込締切：2024(令和6)年4月19日(金)

※選考結果は、2024(令和6)年6月中旬に通知される予定です。

詳細の問い合わせ：

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室
(電話：0857-29-7145)

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/fax 28-2017

さわやか人権文化センターだより



2024年4月1日発行 No.354

〔発行所〕さわやか人権文化センター

〔所在地〕〒682-0602

倉吉市上米積 1074-1

〔電話兼ファックス〕0858-28-2017

〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

「誰もが大切にされる地域社会」をめざして！



人権文化センターは、誰もが大切にされ、住みやすい地域社会の実現をめざして、さまざまな事業を行っています。

お気軽に さわやか人権文化センターへお立ち寄りください。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

さわやか人権文化センター 職員一同

人権啓発の推進

差別や偏見のない、誰もが安心して暮らすことのできる住みよい地域づくりにむけて、講演会や講座の開催、館報「さわやか」の発行等を行います。

さわやか人権文化センター 事業の柱

相談事業

相談者の悩みをお聴きし、関係機関などの紹介や問題解決に向けて、一緒に考えます。

交流事業

地域や世代を越えた交流の輪の広がりに努め、多くの人たちが活動できるコミュニティセンターを目指しています。
・住民サロン、講座の開催
・保育園との交流 他

今年度の主な事業予定

○さわやかサロン…毎月

○ペン習字教室…毎月

○みんなの楽級…月1回程度
(内容：人権学習、各種教室、視察研修)

○手話教室…年6回

○ゆとり教室…年4回予定

○高城・北谷保育園との交流

○高齢者教室…10月予定

○小・中学生育成(地区学習会)

○町内学習会への協力

○さわやか人権フェスティバル…12月予定

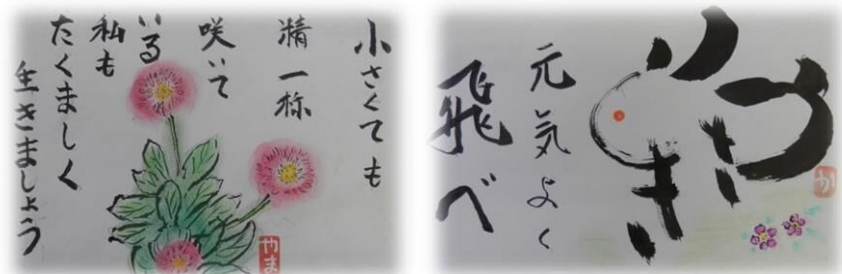
○館報「さわやか」の発行…毎月

※気象条件、感染症等の状況により開催できない場合もあります。

心を彩るひととき…

ペン習字教室

ペン習字教室では、毎月第3月曜日に、「絵手紙」作品の制作や「実用的な書」の練習をとおして、交流を深めています。



参加される皆さんは、筆ペンとパステルを使い、自由な発想で個性豊かな作品の制作と、作品づくりの合間の和気あいあいとした会話や、出来上がった作品を見せ合うことを楽しんでいます。



季節の題材でどんな絵手紙にするのか考えて、指先を使い、絵を描いています。作品づくりでみんなと楽しく過ごし、会話が弾み笑顔があふれます。

心を込めて描いた絵手紙は、感情や思いを表現し、心を豊かに彩るとても個性的で素敵な作品に仕上がっています。

参加者のみなさんは、「久しぶりに出かけて話をしたり、作品づくりに取り組むことで、脳が活性化されたように感じる」「みんなと楽しく過ごし、笑い合うことで元気になったように感じる」などと話され、教室の参加を楽しんでくださっています。



出来上がった作品は、さわやか人権フェスティバルや、倉吉市解放文化祭などで展示をする予定です。

また毎月の作品を、さわやかギャラリー（さわやか人権文化センターロビーの一角）に展示しています。皆さまぜひご覧になってください。

女性一人ひとりを支援する法律が4月1日から施行！

「困難な問題を抱える女性」の現状

女性が抱える課題は多様化・複雑化・複合化しています。生活困窮者の女性の中には性暴力被害や家庭内の虐待などの複合的な被害を抱えた人も少なくありません。外国籍の女性、障がいや疾病を抱えた女性、高齢者なども、複合的な困難の中でDVや性暴力被害に遭っていると思われます。

また昨今の動きとして、新型コロナウイルス感染症拡大で、外出自粛が求められたなか、家庭等に居場所のない若年女性たちの存在が顕在化しました。一方で、スマートフォン一つで他者とのつながりを感じられ、身を寄せる場は増加しています。家庭内の危険からは逃れやすい環境になったように見えますが、SNSの危険性や女性を利用する存在等、その先でまた傷つきを重ねるリスクは非常に高まっているといえます。



人権視点、新しい枠組みでの支援を

2001（平成13）年のDV防止法、2013（平成25）年のストーカー規制法を含め、性被害や生活困窮、家庭関係の破綻などの困難な問題を抱える女性の支援の中心は、『売春のおそれのある女子の保護更生』を目的とした売春防止法の「保護事業」でした。そのため、支援現場からは、現在のニーズに対応できていないという意見がありました。人権尊重、自立支援の視点での法制度が求められていたのです。

この「保護事業」を売春防止法から切り離して、困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな法律「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が4月1日から施行されます。

『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』の概要

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

（厚生労働省ホームページより）

○目的・定義【第1条・第2条】

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する

⇒人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

○基本理念【第3条】

①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な

支援を包括的に提供する体制を整備すること

②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること

③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○女性相談支援センターの設置【第9条】

○女性相談支援員の配置【第11条】

○女性自立支援施設の設置【第12条】

○民間団体との協働による支援【第13条】

○教育・啓発【第16条】

○調査研究の推進【第17条】

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】

○民間団体に対する援助【第19条】

関係法律の整備

売春防止法の「補導処分」「保護更生」の項目削除